

☆企画事業を募集します☆

令和5年度 ふじみ野市

「文化芸術活動未来応援事業」 「文化芸術活動チャレンジ事業」



募集要項



☆みなさんの文化芸術活動を応援する助成制度です。
☆文化芸術の力でふじみ野市を楽しく、賑わいのあるまちにしませんか。

事業説明会参加申込受付期間 (下記申込みまで電話又はメールで申込む)

令和5年4月3日(月) 午前9時から4月14日(金) 午後5時まで

事業説明会 ※①②は同内容です。どちらかに参加してください。

令和5年4月15日(土) 会場:ふじみ野市役所5階大会議室

①午前10時～正午 ②午後1時30分～3時30分 <受付は各回の30分前から>

未来応援事業 実施期間 令和5年7月1日(土)～令和6年3月31日(金)

チャレンジ事業 対象期間 令和5年4月1日(土)～令和6年3月31日(金)まで

【問合せ・申込み】

ふじみ野市 市民活動推進部 文化・スポーツ振興課 文化振興係
電話 049-262-8124 (直通) /FAX 049-269-4774 (直通)
メール bunka@city.fujimino.saitama.jp

1 制度の目的

- (1) 令和5年度に実施する、ふじみ野市の魅力を高め、地域の活性化、賑わいをつくり出す市民等の自主的・創造的な文化芸術活動への助成
- (2) 文化芸術に関わる大会等の出場に対し、補助金の交付や周知協力等を行う助成

2 実施する事業

I 文化芸術活動未来応援事業 (3頁~12頁)

II 文化芸術活動チャレンジ事業 (13頁~14頁)

【市ホームページ掲載 URL】

https://www.city.fujimino.saitama.jp/soshikiichiran/bunka_sportsshinkoka/bunkashin_kogakari/miraiousen/8665.html

3 事業の範囲

事業の対象範囲は、文化芸術基本法（平成29年法律第73号）第8条から第14条までに規定する文化芸術事業及び活動とします。

分野	事業内容
芸術の振興	文学、音楽、美術、工芸、写真、演劇、ダンス、舞踊等
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピューターその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎等
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等
生活文化	茶道、華道、書道、食文化等
文化財等	有形、無形の文化財、その保存技術
地域における文化芸術	地域固有の伝統芸能、民俗芸能等

4 期待する内容

- ① 新たな試み又は、前年度の事業を継承・拡充した事業であること
- ② 広く市民の参加を募り、成果が地域に還元できること
- ③ 将来にわたり継続性があること
- ④ 伝統芸能の紹介につながり、市民に伝える工夫・姿勢があること
- ⑤ 実現性があり、事業の目的に対する効果が期待できること
- ⑥ 動画配信など新たな試みによる効果が期待できること

I 文化芸術活動未来応援事業

(1) テーマに沿った文化芸術事業を自由に企画提案してください。

【テーマ1】文化芸術を活用し地域を元気にする事業

- ①事業を通して市の魅力を高める質の高い文化芸術事業
- ②市民が参加、体験することができ、リピート効果のある文化芸術事業
- ③地域の伝統芸能を紹介する文化芸術事業
- ④文芸（小説、詩、俳句、短歌、川柳等）の発表及び、市の魅力につながる質の高い展示・発表事業（画集、地域紹介、写真展等）
- ⑤その他、市民の文化芸術の振興に寄与する文化芸術事業

【テーマ2】文化芸術を活用した社会包摂的事业

- ①「乳幼児」「15歳未満の子ども」「高齢者」「障がいのある方」などに文化芸術に触れ親しむ機会、若しくは交流する機会を提供する事業、イベント等。
- ②日本の伝統文化、食文化等をテーマとする異文化交流事業
- ③郷土の民俗芸能をテーマとする異文化交流事業
- ④その他、市長が認める事業

【社会包摂とは】 社会的に弱い立場にある人々をも含め市民一人ひとり、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会（地域社会）の一員として取り込み、支え合う考え方のこと。社会的排除（しゃかいてきはいじょ）の反対の概念である。文化庁においても、文化芸術は、子供・若者や、高齢者、障がいのある方、在留外国人等にも社会参加の機会をひらく社会包摂の機能を有していることを、文化庁「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次）」で示している。

(2) 助成額

実施者	助成限度額
活動拠点を持ち、市内で当該文化芸術事業を実施することができる個人・団体	補助対象事業1回につき 20万円を上限とし、予算の範囲で市長が認める額

注) ※応募事業の件数及び審査結果により予算の範囲で事業を採択します。

※申請額が交付決定額とならない場合は、収支予算書を修正していただきます。

※助成対象経費は10頁に掲載しています。

(3) 取扱い

- ①実施者は、継続的に文化芸術活動を行っていることが条件です。

- ②助成事業の申請は「1事業1回（1事業が複数回で成立する場合は1事業とします。）」まで、同じ実施者が行う事業は最大「連続3年間」とします。
- ③開催場所は、市内とします。（公共施設以外の場合許可を得る必要があります）
- ④団体の定義は、規約を有し5人以上で構成されているものとします。5人未満で行う事業は個人の取扱いとし、代表者1名が申請者となり、実施できる件数は1事業とします。
- ⑤団体には、NPO法人、包括連携協定締結団体、民間事業者等及びそれぞれとの連携・協働する団体も含まれます。
- ⑥実行委員会を組織し実施する場合は、団体の取り扱いとなります。

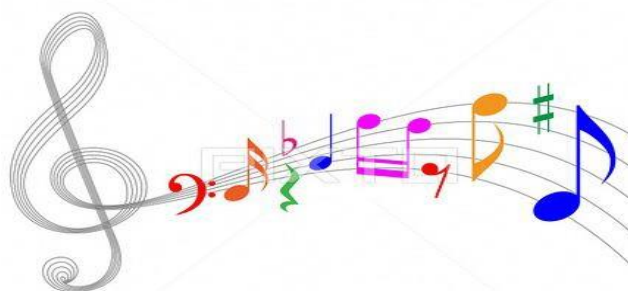
(4) 実施方法

※対象事業の範囲・・・「2頁参照」

- ① 公演会、発表会、人材育成等の研修会の開催
- ② 体験・普及教室、講座、ワークショップの開催
- ③ 展示、展覧会、展示と合わせたワークショップ、ギャラリートーク等
- ④ アートイベント等の開催
- ⑤ その他、創造的な事業（動画配信含む）

(5) 実施にあたっての注意事項

- ① 新型コロナ・ウイルス感染防止対策上の対策として公共施設の指針等を適切守り、新型コロナウイル感染防止計画書の提出・報告をしていただきます。
- ② 実施日は、1日単位から複数日（準備も含める）を設定できます。
- ③ 募集人員は、施設規模、事業内容等から適切な人数・会場を設定してください。
- ④ 入場料、参加費等は、市民が参加しやすい金額を設定してください。
- ⑤ 事業企画にあたっては、関係者との調整を十分図ってください。
- ⑥ 包括連携協定締結団体との連携・協働事業を企画する場合、事前に調整を行う必要があります。その場合、事前に市に相談ください。
- ⑦ 万が一の事故、怪我に備え、行事保険の加入をお願いします。



1 申請要件

- (1) 継続的に文化芸術活動を行っている20歳以上の個人
- (2) 5人以上で構成される団体であり、規約を有し、所在地及び代表者（20歳以上）が明らかであること。
- (3) 計画に従い責任をもって事業を遂行でき、かつ、活動に対する会計、経理が明確であること。
- (4) 反社会的勢力との関わりのある活動を行っている個人又は団体でないこと。
- (5) 国、地方公共団体、独立行政法人、その外郭団体等でないこと。
- (6) 政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。

2 助成対象とならない事業

- (1) 国、都道府県等が主催する事業
- (2) 他の制度による助成等を受けている事業
- (3) 政治的又は宗教的な普及宣伝等を目的とする事業
- (4) 営利を目的とする事業（但し、当該事業に係るプログラム、CD、グッズ販売等は除く）
- (5) 文化祭や部活動など学校行事
- (6) カルチャースクール、チャリティ事業でないこと
- (7) 特定の会員、構成員等特定の者を対象とする事業
- (8) 公演や発表の場が市外のもの
- (9) そのほか、市が適当でないと認める事業

3 申請から補助金交付までの流れ

(1) 助成制度の事前説明会の開催 ※事前申込み

- ①ふじみ野市ホームページ掲載 3月下旬
- ②市報掲載時期 令和5年4月号
- ③説明会 令和5年4月15日(土)
・午前10時～正午 / ・午後1時30分～3時30分
- ④場所 ふじみ野市役所5階大会議室

(2) 助成事業交付申請書の提出

【提出期間】

令和5年4月17日(月)～令和5年4月26日(水)正午必着

※文化芸術活動チャレンジ事業は、現年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日)実績を対象とします。

【提出書類】

◆ふじみ野市文化芸術活動未来応援事業補助金交付申請書(様式第1号)

※申込期間内に所定の申請書に下記の書類を添えて持参してください。

(必ず窓口を持参して下さい。郵送は不可とします)

- ①事業計画書 (様式集 別紙1)
- ②収支予算書 (様式集 別紙2)
- ③団体等概要書 (様式集 別紙3)
- ④その他市長が必要と認める書類

(3) 提出書類の審査

- ①文化芸術活動未来応援事業補助金交付申請書提出時に添付する書類の審査(ヒアリング等)を行います。(審査基準11頁～12頁参照)
- ②募集事業の採択は、審査結果により予算の範囲で上位の事業を採択します。

(4) 交付決定(令和5年5月中旬予定)

審査終了後、事業が決定したら

◆文化芸術活動未来応援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)を郵送

◆文化芸術活動未来応援事業補助金請求書(様式第4号)の提出

※この時点で決定する補助金額と実際の補助金額は異なる場合があります。

※補助金の交付請求を受けたときは、速やかに確認を行い、補助団体等に補助金を交付します。(指定の振込先に振り込みます。)

(5) 概算払

※補助金の交付方法は概算払で行います。

交付額はあくまでも概算であり、事業終了後に精算を行っていただきます。
(概算の場合、精算時に返金が生じる場合があります。)

(6) 補助金交付が決定したら

①補助金交付が決定した事業は、事業を広報するポスター・チラシ・パンフ

レット等に



ふじみ野市文化芸術活動未来応援事業

と明記していただきます。

②「ふじみ野市後援」の名義使用ができます。

(7) 事業実施期間

令和5年7月1日(土)～令和6年3月31日(日)

☆決定事業一覧を、市ホームページに掲載し周知します。

- ・事業開催時期に合わせて市報に周知記事を掲載します。(実施月の2ヶ月前が原稿〆切となります。)
- ・市ホームページに詳細を掲載します。

(8) 事業決定後に事業内容の変更等があった場合

◆ふじみ野市文化芸術活動未来応援事業補助金変更届出書(様式第3号)の提出
※事前にご相談ください。

(9) 助成事業期間中、アドバイスやサポートを行います。

【実施内容】

- ①必要により事業の進捗状況の報告受け、改善等へのアドバイスを行います。
- ②必要により周知方法等の相談をお受けします。
- ③事業実施の際は現地確認等を行います。

(10) 実績報告書の提出

◆ふじみ野市文化芸術活動未来応援事業実績報告書(様式第5号)

※概算払の精算を行います。

※助成事業終了後、30日以内に実績報告書に下記書類を添えて提出してください。

してください。

【提出書類】

- ①事業完了報告書（様式集 別紙4）
- ②収支決算書（様式集 別紙5）
- ③領収書の写し、その他補助事業の実施に要した経費を証する書類
※領収書は実績報告書に添付します。最後まで保管してください。

（11） 補助金の確定

◆ふじみ野市文化芸術活動未来応援事業補助金確定通知書（様式第6号）

- ①提出された書類を確認し、補助金の交付額を確定し通知します。
- ②なお、対象経費の精算により当初の交付決定額と差異が生じる場合があります。
※収支決算でマイナスが生じた場合市の補填はありません。事前にご相談ください。
- ③補助金の目的外使用、不正事実等が認められた場合は、補助金を返還していただく場合があります。

（12） 事業終了後の事業報告会の開催

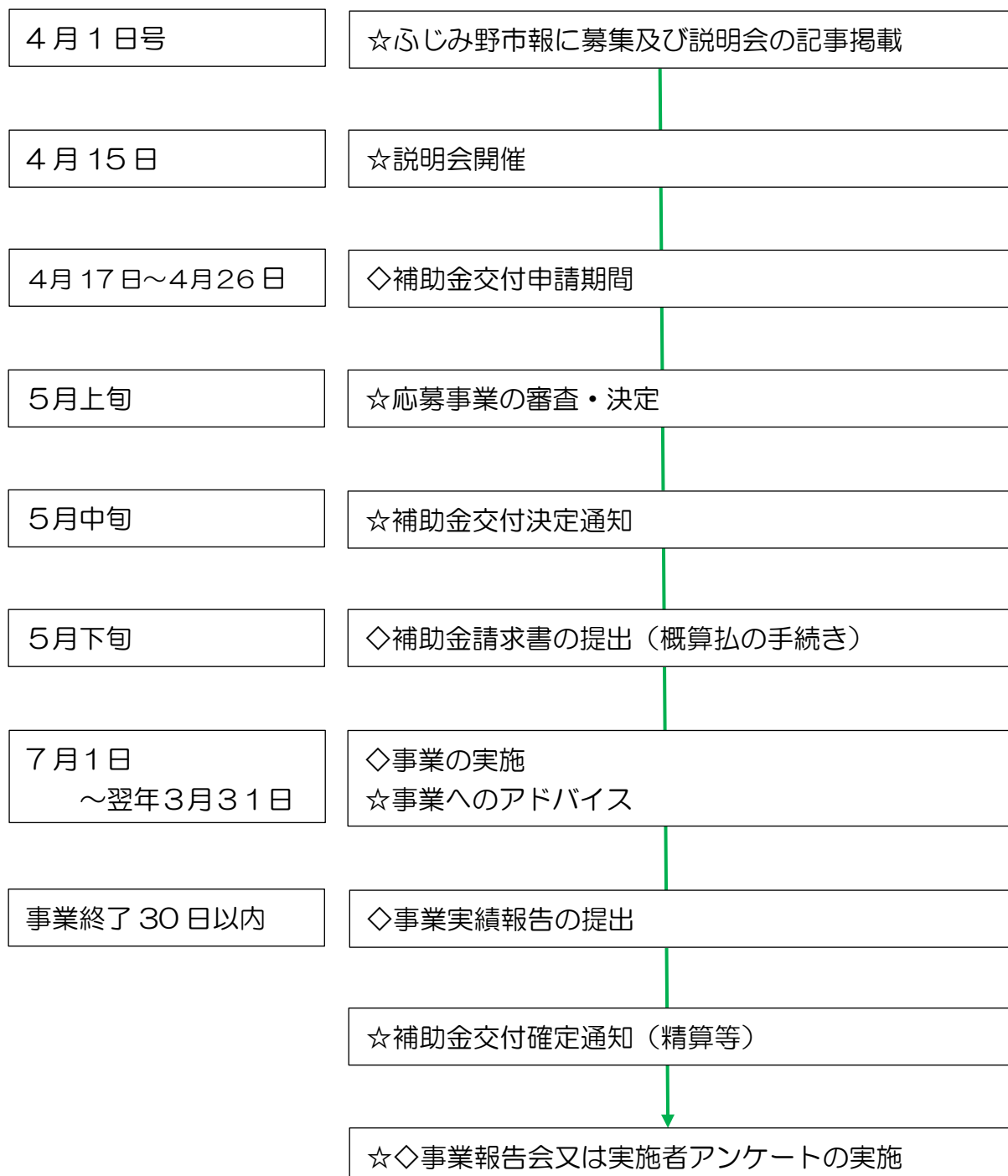
市は、本事業を幅広く市民に周知するため、市報、市ホームページへの掲載を行うとともに、アンケート及び事業報告会等を開催し、助成事業実施者同士の交流や成果等を発表する機会を設けます。一般市民の参加も呼びかけ、助成制度の認知度を高めてまいります。

（13） 補助金の返還

実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を取消し、すでに交付した補助金の全部又は一部を返還していただきます。

- ①助成事業の申請内容に偽りその他不正があった場合
- ②助成事業を実施しない場合
- ③助成事業が要件に該当しなくなった場合
- ④補助金を助成事業以外の用途に使用したとき
- ⑤実施者に不正な行為があると認められるとき
- ⑥市が定める期間内に募集要項に定める書類等を提出しないとき
- ⑦その他、市長が返還の必要があると認めたとき

4 手続きの流れ (☆市 ◇応募者)



5 助成対象経費等

経費項目	助成対象経費	助成対象外経費
①会場設営に係る経費	会場設営費、会場使用料、附属設備使用料	自ら所有・管理する会場施設の使用料
②報償に係る経費	講師謝礼等、原稿執筆料、翻訳料、審査員謝金、作曲料	団体構成員及び事務局に対する謝礼、商品・賞金等
③印刷製本に係る経費	無料配布のプログラム等印刷製本費、入場券印刷製本費	有料頒布するプログラム、CD、会員募集案内に係る印刷物
④交通費	出演者、講師の交通費	
⑤広報活動に係る経費	広告・宣伝費、入場券販売手数料、立て看板費等	
⑥事務に係る経費	消耗品費、保険料等	備品購入費、光熱水費
⑦食糧費	ボランティア、スタッフの当日の弁当・飲物代	飲食代（懇親会費、接待費等）
⑧通信運搬に係る経費	郵送費	
⑨その他、必要と認める経費	市長が必要と認める経費	印紙代、振込手数料、個人への支給品代、記念品代、花代、ガソリン代等

※表以外の項目は文化・スポーツ振興課にご相談ください。

6 審査基準

1 目的

事業採択にあたり、透明性、公平性、確実な実行性を確保するため、審査基準を定めています。

2 審査対象

補助金交付申請書に添付された「事業計画書、収支予算書、団体等概要書、その他必要書類」のほか、必要により行ったヒアリングも含めます。

3 審査方法

配点は文化・スポーツ振興課文化振興係が行い、ふじみ野市文化振興審議会の承認を得て決定します。

4 配点

「2の審査対象」について「創造性、先進性、実現性、公益性、リスク管理、特筆事項」の項目を「良い5点、普通3点、もう少し1点」の3段階で配点します。

5 配点の評価

配点の評価表	
配点	評価
80～66点	A 大変良い提案である（実施）
65～41点	B 良い提案である（実施）
40点以下	C 計画の修正（再提出）

6 審査結果

- ①募集件数以上に応募があった場合は、配点の上位の事業から採択します。
- ②募集件数に満たない場合、C評価であっても再提出した内容がA、Bの評価になる場合は、募集枠の範囲で採択します。
- ③補助金額は審査結果、事業規模、会場等を含め、上限20万円の範囲で市長が認める額を決定します。

【審査基準】

審査項目	審査基準	各項目の配点		
		良い 5点	普通 3点	もう少し 1点
1 創造性	①オリジナリティがあり広く市民の文化芸術振興を普及する工夫がされている事業である。			
	②感性を育む芸術性が高い事業である。			
	③多様な団体が協働し新たなアートプロジェクトが期待される事業である。			
2 先進性	①従来のやり方にこだわらず斬新な開催手法である。			
	②公共施設、地域産業・市の観光等への賑わいや活性化等の効果が期待できる事業である。			
	③未来への継承・人材育成が期待できる事業である。			
3 実現性	①事業計画が具体的で実現可能な事業である。			
	②収支予算書が適切に積算されている事業である。			
	③実施までの準備が綿密に計画されている事業である。			
	④募集人数に対し必要なスタッフが確保されている事業である。			
4 公益性	①乳幼児、子ども、高齢者、障がいのある方、外国人、等へ文化芸術を提供する事業である。			
	②地域文化の形成、地域コミュニティづくりへの効果が期待できる事業である。			
	③文化芸術を通して地域課題の解決が期待できる事業である。			
5 リスク 管理	①事業実施にあたり安全の確保等が計画されている。			
6 特筆事 項	①今後につながる効果が見込める事業である。			
	②その他、特筆される内容がある。			
合計		／80点		

Ⅱ 文化芸術活動チャレンジ事業

(1) 対象者

- ①市内に住所を有する個人
(市外に活動拠点を持つ団体の構成員である市民が個人で申請することも可)
- ②市内に活動拠点があり、かつ構成員の半数以上が市内に住所を有する者で構成される規約を有し継続的に活動している5人以上の団体。

(2) 大会等の要件

- ①国・県が主催、共催又は後援している文化芸術に関する関東大会以上の大会、コンクール等(以下「大会等」という)に資格を得て出場した場合
- ②新聞社、放送局が主催又は共催し、幅広く周知されている大会等
- ③5回以上継続的に実施され当該大会への出場が社会的に評価されている大会等
- ④その他、市長が認める大会等

(3) 助成額

対象	補助限度額	助成回数
関東大会以上の大会等に出場した場合の交通費、宿泊費等	個人：1万円 団体：5万円	同一年度の助成回数は1回を限度とする。

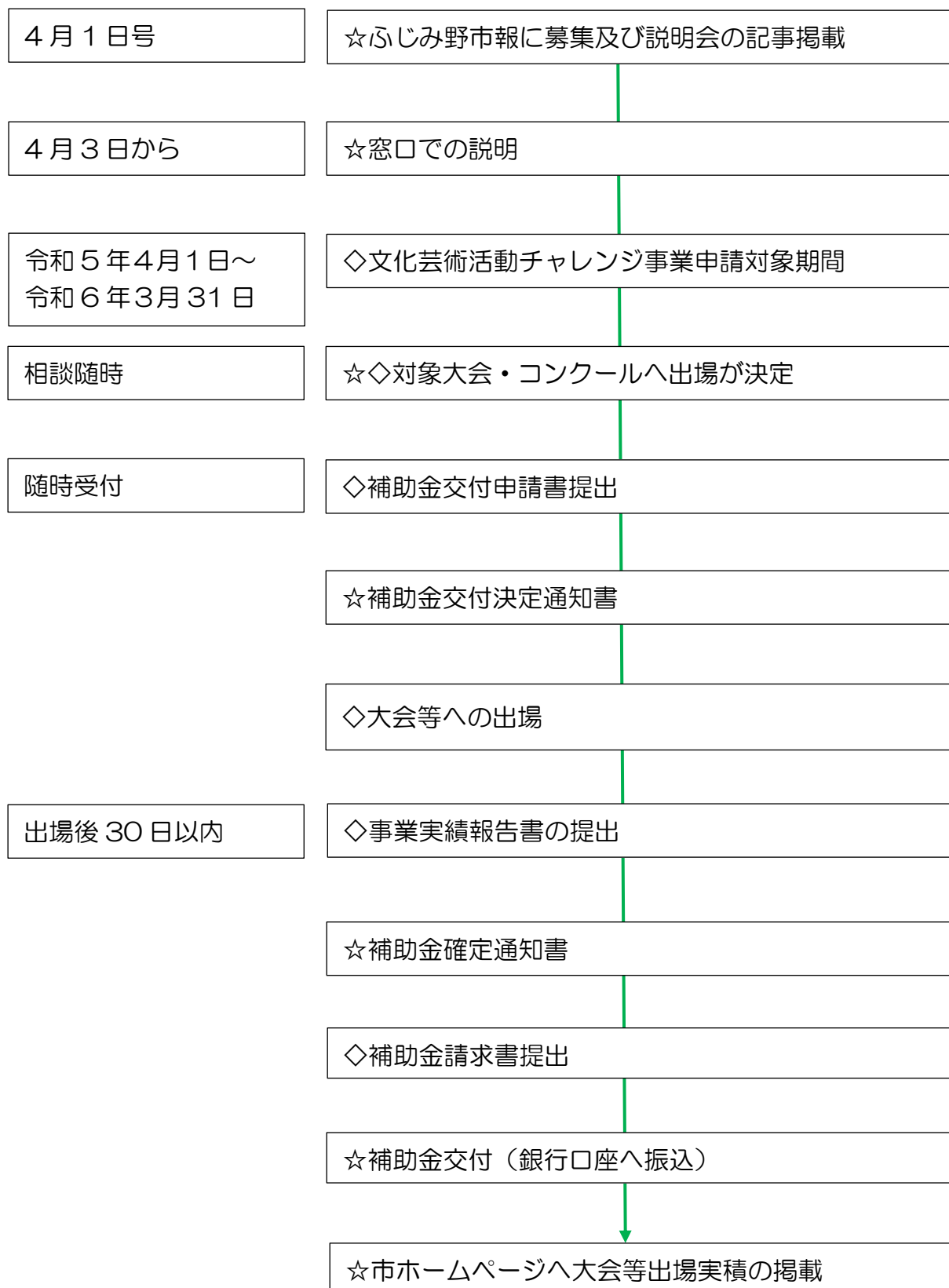
(4) 助成の対象とならないもの

- ・学校の活動(部活動など)として参加する大会、コンクール(但し、全国高等学校総合文化祭への出場は除く)
- ・同一の大会、コンクール等への助成は1回とするが、同大会より上位大会への出場した場合はこの限りでない。

(5) 大会等の事例

- ①国民文化祭(全国障がい者芸術文化祭合体)
- ②全国高等学校総合文化祭
- ③文部科学省等公共機関が主催する文化芸術分野における全国規模の大会等
- ④その他、市長が認める大会等

手続きの流れ（☆市 ◇応募者）



事業についてのお問合せ、施設利用や
情報発信などお気軽にご相談下さい。



ふじみ野市役所 市民活動推進部
ふじみ野市文化スポーツ振興課 文化振興係

〒356-8501 埼玉県ふじみ野市福岡1-1-1

TEL 049-262-8124 (直通)

FAX 049-269-4774

Email bunka@city.fujimino.saitama.jp

URL <http://www.city.fujimino.saitama.jp>